

資料 1 決算参考資料の説明

国民健康保険特別会計について（用語等の説明）

国保が負担する経費には、大別して 3 つの区分があります。

1 つ目は、「保険給付費」です。

これは、医療機関等に診療の報酬として支払う「療養給付費」や、補装具などの作成後に被保険者に保険分を支払う「療養費」、そして、一定以上の医療費負担を支給する「高額療養費」のほか、出産や葬祭費用の支給に係る経費です。

2 つ目は、「後期高齢者支援金等」です。

これは、平成 20 年 4 月より施行された、全ての 75 歳以上の方が加入する「後期高齢者医療制度」による保険事業に対し、国保を含む全ての保険者が公平に財政負担をするための経費です。

3 つ目は、「介護納付金」です。

これは、40 歳以上 65 歳未満の「介護保険第 2 号被保険者」に係る介護保険料相当額を、他の健康保険と同様に国保でも徴収し、介護保険事業に支払うための経費です。

次に、国保の保険給付費には、「一般分」と「退職分」の 2 種類があります。

「退職分」とは、

- ① 65 歳未満の被保険者
- ② 厚生年金や共済年金などの受給権を持つ（現役時代に一定の期間以上、企業等に勤めていた）方と、その方に扶養されている方

を「退職被保険者」と言い、その方々の医療費の国保負担分を、現役時代の健康保険（診療報酬支払基金）が負担するもので、「退職者医療制度」と言います。

このため、「一般分」は、「退職分以外のもの」となります。

平成 23 年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算の概要

平成 23 年度の収支については、22 年度と比較し、歳入面で、国庫支出金、県支出金がそれぞれ約 6,820 万円、3,450 万円の増となっていますが、前期高齢者交付金が約 4,700 万円の減、繰越金が約 9,010 万円の減などにより、全体で約 5,220 万円の減となっています。

歳出面では、保険給付費が約 3,370 万円、後期高齢者支援金等が約 1 億 1,370 万円増加していますが、一般会計繰出金が約 1 億 7,190 万円減少したことから、全体で約 670 万円の減となっています。

医療費の動向は、一般被保険者、退職被保険者を合わせた療養給付費が、22 年度と比べて 1.5%増加しています。前年度は 3%の伸びであり、安定した医療費の動向となっています。

結果としまして、歳入総額 32 億 634 万 3,099 円に対し、歳出総額は 30 億 8,180 万 2,044 円で、歳入総額から歳出総額を差し引いた収支差引額は 1 億 2,454 万 1,055 円となり、この額は、24 年度に繰越します。

また、23 年度において財政調整基金から生じた利子 13 万 4,014 円と任意積立 2,766 万 1,747 円の計 2,779 万 5,761 円を基金に積立て、23 年度末の国保財政調整基金残高は 1 億 431 万 3,000 円となっています。

平成 23 年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算（参考資料）の説明

1 ページの A 表は、国民健康保険の加入状況について、世帯数・被保険者数などを年度別に示したものであります。

平成 23 年度末の世帯数は 4,522 世帯、被保険者数は 8,173 人で、前年度と比較し、世帯数は微増、被保険者数は微減となっています。

国保加入率は、世帯数は町全体の約 1/3 (35.40%)、人口では約 1/4 (23.60%) となっています。

平成 23 年度の特徴としましては、年間平均の退職被保険者数が 829 人で、前年度と比較し 49 人増加しています。高齢化の進行に伴い、「団塊の世代」で会社等を退職された方の加入者が増加しているものと考えられます。

2 ページ、3 ページの B 表は、国民健康保険事業の収支状況であります。

2 ページの収入から説明いたします。

先ほどご説明しましたとおり、23 年度の加入世帯数は微増、被保険者数は微減となっておりますが、税率改正に伴う調定額の増加により決算額は約 980 万円増加しています。

国庫支出金は、約 5 億 9,440 万円で、前年度と比較し約 6,820 万円の増となっています。各項目でみると、療養給付費等負担金で約 5,580 万円の増、保険者間の財政力に応じて交付される普通調整交付金が約 810 万円の増となっています。増加の主な要因ですが、療養給付費等負担金のうち後期高齢者支援金に係る負担金について、対象経費となる支援金額の増加に伴い、負担金額が約 4,190 万円増加したことによるものです。（支援金額の増加理由は後述）

療養給付費等交付金は、退職被保険者等の療養給付費等に係るもので、交付額は約 2 億 3,830 万円で、前年度の約 2 億 4,000 万円からは微減しております。

前期高齢者交付金は、全ての 65 歳から 74 歳の前期高齢者に係る医療費負担の偏在を保険者間で財源調整するもので、現役世代の加入が多い社会保険よりも、高齢者の加入が多い国保に手厚く配分されます。23 年度は約 8 億 2,330 万円が交付されています。

この交付金は、概算医療費を基に仮計算され、確定医療費で2年後に精算される仕組みとなっております。

22年度は、交付金制度が始まった20年度分の精算交付額が約2億円ありましたが、23年度においては21年度分に係る精算交付額が約1億2,000万円に減少したため、22年度と比較して約4,700万円減少しております。

※前期高齢者交付金の変遷（P4参照）

県支出金は、約1億3,670万円で、前年度より約3,450万円増加しております。後期高齢者支援金に係る交付金の大幅な増加を受け、普通調整交付金が約1,670万円増加するとともに、特別調整交付金においては健康増進事業に係る補助金が約1,280万円増加しています。

共同事業交付金は、約2億9,580万円で、前年度より約1,330万円減少しております。

この交付金は、高額医療が多発した保険者の財政負担を相互支援するため、予め全保険者で一定額を拠出し、対象医療費に応じて交付されるものです。

交付の基準として、レセプト1件当たり80万円を超える医療を対象とする高額医療費共同事業と、30万円を超える医療を対象とする保険財政共同安定化事業の2つの事業があり、実施主体の国保連合会から交付されます。

繰入金は、約1億6,800万円で、前年度より約290万円減少しております。

項目別に見ますと、出産育児一時金等繰入金について、出産件数の減少により約341万円減少しています。

収入の合計は、32億634万3,099円で、前年度より約5,220万円減少しております。

続いて、3ページの支出について説明いたします。

総務費は、国保事業の運営に係る人件費並びに事務処理に要する物件費で、前年度より約2万円の微増となっております。23年度の臨時的な支出としまして、本町と国民健康保険団体連合会の情報伝達がオンライン化されたことに伴うシステム改修委託料64万円を支出しております。当該委託料は全額国庫補助されております。

保険給付費は、約20億9,660万円で、一般被保険者及び退職被保険者等を合わせた療養給付費が前年度と比べて約1.5%、金額で約2,770万円増加しております。

増加の要因は、少子高齢化の進行や医療技術の高度化などの社会的情勢を受けて、1人当たり年間受診件数が22年度の14.58回から15.29回への増加した

ことや、1人当たり年間費用額が22年度の30万1千円から30万7千円に上昇したことが影響しているものと分析しております。一方で、療養費は1人当たり年間受診件数、1人当たり年間費用額ともに減少したことから、前年度から約220万円減少しています。高額療養費については、1件当たり年間支給額は前年度から微減しているものの、支給件数が22年度の2,989件から23年度は3,217件と増加していることから、支出額も前年度から約1,420万円増加しています。

後期高齢者支援金等は、全ての75歳以上の方が加入する「後期高齢者医療制度」による保険事業に対し、国保を含む全ての保険者が公平に財政負担するための経費で、23年度は約3億7,230万円を支出し、前年度から約1億1,370万円の増となっています。

この支援金は、概算医療費を基に仮計算され、確定医療費で2年後に精算される仕組みとなっております。

22年度は、後期高齢者医療制度の初年度である20年度分の精算として約1億100万円が控除されましたが、23年度は前々年度精算に係る控除額が約1,040万円と減少したことから、支援金総額は前年度から約1億1,370万円増加しています。

※後期高齢者支援金の変遷（P5 参照）

前期高齢者納付金は、後期高齢者支援金等と同様に、全ての65歳から74歳の前期高齢者に係る医療費負担の偏在を保険者間で財源調整する制度であり、退職者が大量に加入する国保に比べ、現役世代の加入が多い社会保険側の納付額が大きいことから、国保の負担は少なくなります。23年度は約110万円を支出しております。

※前期高齢者納付金の変遷（P4 参照）

老人保健拠出金は約2万円で、平成20年度の後期高齢者医療制度創設に伴う制度廃止に伴い、過去の医療費負担に精算の必要が生じた場合に支払うものです。平成22年度をもって老人保健特別会計が廃止されたことにより、原則として国、支払基金からの通知が無い限り支出の見込みはなく、事務費拠出金のみ支出しております。

介護納付金は約1億5,270万円で、前年度より約1,790万円増加しております。介護納付金も一旦概算納付した後、2年後に精算される仕組みとなっておりますが、23年度は前々年度精算に係る控除額が約1,310万円減少したことから、決算額は増加しています。

※介護納付金の変遷（P5 参照）

共同事業拠出金は、約3億3,840万円で、高額医療費共同事業として約5,970万円、保険財政共同安定化事業として約2億7,860万円をそれぞれ拠出してお

り、前年度より約 1,910 万円増加しております。

高額医療が多発した保険者の財政負担を相互支援するため、予め全保険者で一定額を拠出するもので、レセプト 1 件 80 万円を超える医療を対象とした高額医療費共同事業に対する拠出額は、前年度より約 1,120 万円増加し、レセプト 1 件 30 万円を超える医療を対象とした保険財政共同安定化事業に対する拠出額は、前年度より約 790 万円増加しております。

保健事業費は約 1,600 万円で、「高齢者の医療の確保に関する法律」により平成 20 年度から保険者に義務づけられた、特定健診・特定保健指導に係る経費であり、前年度より約 330 万円増加しております。本年度は、1,438 名の被保険者が特定健診を受診され、そのうち 136 名に特定保健指導を実施しております。前年度と比べて受診者は同数でしたが、対象者数が増加したため受診率は 0.7% 減の 24.6% となっております。

支出の合計は、30 億 8,180 万 2,044 円で、前年度より約 670 万円減少しております。

歳入歳出収支差引額は 1 億 2,454 万 1,055 円で、平成 24 年度に繰り越します。

続きまして、4 ページですが、収入状況でご説明しました前期高齢者交付金の変遷と、支出状況でご説明しました前期高齢者納付金の変遷をまとめた表であります。

交付金、納付金ともに、23 年度は本年度概算額①に 21 年度の精算額 ④（②－③）と調整金額 ⑤を加算した額を収入・支出しております。

前期高齢者交付金につきましては、22 年度は対前年度で約 3 億 1,590 万円という大幅な増額となりましたが、これは事業初年度であった平成 20 年度の精算交付額が約 2 億円と多額になったためです。これに対し、23 年度は対前年度で約 4,700 万円の減となり、増減幅は圧縮しています。

今後においても 23 年度以降の概算金額が安定化すれば、25 年度以降の交付金額も安定し、大幅な精算は生じない見込みであります。

次に、5 ページの後期高齢者支援金と介護納付金の変遷であります。

後期高齢者支援金につきましては、前期高齢者交付金・納付金と同様、平成 20 年度に新たに創設されたものであり、概算・精算の方法も同じであります。

介護納付金につきましては、平成 12 年度の介護保険制度創設時より引き続くもので、概算・精算の方法は同じですが、精算額が安定しているため、他に比べて支出額の見通しは容易になっております。

6 ページの保険給付状況（C 表）は、一般被保険者に係る保険給付状況の内訳であります。

療養の給付等と療養費の合計については、件数が増加しているものの、費用額・保険者負担分は若干減少しています。その一方高額療養費は、件数・保険者負担分それぞれ 6.0%、4.2%増加しています。

7 ページは、一般被保険者に係る療養の給付等の内訳であります。

入院に係る受診件数・日数・費用額は減少しているものの、入院外については件数・費用額において増加しています。また歯科については、件数が増加しているものの、日数・費用額は減少しています。

調剤、訪問看護においては、件数・日数・費用額とも前年度に比べて増加しており、特に費用額については前年度比で 10%以上増加しています。

8 ページは、一般被保険者に係る前年度給付状況との対比であります。6 ページC表の療養の給付等、療養費、高額療養費を月別に比較し、動向が分かるようにしております。療養の給付は診療月、療養費と高額療養費は支給月となります。

9 ページの保険給付状況（F 表）は、退職被保険者等に係る保険給付状況の内訳であります。

退職被保険者等の数は、年度平均で前年度から 49 人増加しています。保険給付の状況につきましても、療養の給付等・高額療養費において、件数・費用額・保険者負担分ともに増加しています。療養費については、件数は増加しているものの、費用額・保険者負担分は減少しています。この減については主に、診療費・補装具に係る費用額・保険者負担分の減によるものです。

10 ページは、退職被保険者等の療養の給付等の内訳であります。

全ての項目について、件数・日数・費用額ともに増加しています。

11 ページは、退職被保険者等に係る前年度給付状況との対比であります。9 ページF表の療養の給付等、療養費、高額療養費を月別に比較し、動向が分かるようにしております。療養の給付は診療月、療養費と高額療養費は支給月となります。

12 ページは、保険・医療給付状況について、1 件当たりの費用額、1 人当たりの費用額、1 件当たりの日数をそれぞれ表示しております。

一般分は、1 件当たりの費用額でみますと全ての項目で減っていますが、1 人当たりの費用額では入院外・高額療養費において伸びを示しています。

退職分は、1 件当たりの費用額、1 人当たりの費用額とも全ての項目で伸びを示しています。

また、1 件当たりの日数は、一般分では全項目で減となっています。退職分では入院外、歯科で微増する一方、入院では 6.3%の減となっています。

13 ページは、国民健康保険税の収納状況です。

一般被保険者及び退職被保険者等に係る医療分・後期高齢者支援分及び介護分を合わせた収納額、収納率を表しております。

一般分と退職分を合せた医療分・後期高齢者支援分と介護分全体の保険税収納率は72.9%で、前年度より0.5%下がっております。

一般分では、現年分は90.1%、滞納繰越分は17.8%となり、現年分収納率が前年度より0.1%上昇しています。現年分・滞納繰越分を合わせた徴収率は70.8%で、20年度をピークに下降を続けていますが、下げ幅は前年度より若干圧縮しています。

退職分の収納率は、現年分で3.5%の減、滞納繰越分で4.1%の増、合計では0.7%の減となっています。

短期被保険者証の交付等による滞納整理及び個別徴収強化と被保険者の納税意識の高揚に努めていますが、昨今の不況の影響や公的年金支給開始年齢の引き上げ等により被保険者の所得が全体的に減っているため、納付が困難な方が増加しております。

14 ページ以降は、13 ページの保険税の内訳としまして、14 ページに医療分、15 ページに後期高齢者支援分、16 ページには、介護分の収納額、収納率を記載しております。

国においては現在、「社会保障と税の一体改革」が審議されています。国保制度・高齢者医療制度の根幹に関わる制度改正の詳細は未だ不透明ではありますが、その動向を注視するとともに、今後、ますます医療費の増大が予想される中で、国民健康保険事業が将来にわたり安定的に運営できるよう、医療費水準に見合う保険税の適正な賦課並びに保険税の収納率向上に努め、保健事業を関係部署と連携しながら取り組んでいきます。